

一 休業期間中他へ臨時日雇トシテ雇傭セラルル
 フトハ之ヲ認め
 但シ本工場ニテ雇用スルトキハ其ノ前日迄ニ
 代表者ニ申入レ之ニ應セサル者ニ限リ自ラ退
 職シタルモノト認め今日迄ノ前項ノ給与金ヲ
 支拂フモノトス尚就業者ニ就テハ前日ハ六掛
 ノ給与金ヲ撤回シ従前ノ日給ヲ給与ス
 一 歸國退職スル者ハ五日前ニ豫メ代表者ヲ通シ
 テ申出ルモノトシ休業期間中ノ給与金ヲ支給
 ス
 一 休業期間中事業復活ノ見込ニ立タサル場合ハ
 無條件ヲ以テ解散スルコトヲ承認

一 第貳費用トシテ金六千圓ヲ押田七次郎ニ於テ
 負擔スルコト
 本費書ハ二通ヲ作製シ各自一通ヲ所持スルモノ
 トス

昭和五年三月二十七日

押田七次郎 (印)
 職之代理 岡谷夏之助 (印)

七、應援団体ノ状況

前記ノ如ク労働党城西支那国会外一名ノ職工側ノ代
 表シ交渉シタル外団体ノ行動ナシ

八、警察事故

労資ノ交渉比較的年報ニシテ特記スヘキ事故ナシ